

## 離島の保全・支援等に関する意見書

広大な我が国の管轄海域に点在する離島は、中国、台湾、韓国等との国境離島として、領土と領海の保全及び排他的経済水域等の権益確保の観点から極めて重要な役割を担っている。

その一方で、離島における生活、社会、自然条件等は都市部等に比べ厳しく、行政コストがかさむなどさまざまな面で制約や不利益をこうむることが多いため、近年はほとんどの離島で人口の減少、高齢化の進展、産業の衰退等が相次いでおり、このままでは有人の離島が大幅に減少することが懸念され、国境の保持や離島の保全などに関し国益を損ないかねない状況である。

また、政府は領海及び排他的経済水域に係る事務が地方公共団体の行う標準的な行政サービスとして基本的に想定されていないとの理由から、領海及び排他的経済水域を河川・湖沼と同様に基準財政需要額の算定の対象とすることは考えていないとしているが、これら領海等を管轄している地方公共団体が漁業取り締まりや漂流漂着ごみの処理などに多大な経費と労力を要していることなどが全く顧みられていない状況である。

さらに、海洋基本法及びこれに基づく海洋基本計画では、広大な我が国の管轄水域に点在する離島について、その海洋政策推進上の位置づけを明確化し適切に管理するとともに、地域における創意工夫を生かした定住・雇用促進策等の振興等自主性を重んじた離島地域の発展を促進する必要があるものとされているが、それにもかかわらず、企業誘致、情報通信、文化、教育、福祉、医療等の整備・充実が遅々として進んでいないため、離島住民は強い不満を抱いている。

よって、国におかれては、離島の保全及び支援に関し、下記の事項について配慮されるよう強く要請する。

### 記

- 1 海洋基本法を初めとする現行法令・制度・政策において離島の役割及び重要性を明確にするとともに、離島の振興を図るための新たな交付金を創設する等支援制度を確立すること。
- 2 現在、地方が国に求めている「国と地方の税源配分」や「地方交付税の還元・増額」などを検討する際に、新たな基準財政需要額の算定の対象として領海及び排他的経済水域を加えることもあわせて検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月29日

沖 縄 県 議 会

衆	議	院	議	長
参	議	院	議	長
内	閣	総	理	大
総		務	大	臣
財		務	大	臣
農	林	水	産	大
国	土	交	通	大
地	域	主	権	推
		進	担	当
沖	縄	及	び	北
		方	対	策
		担	当	大
		臣		

あて